



医政発0331第5号
平成27年3月31日

各都道府県知事
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）等の施行、及び医療従事者の確保を目的とした医療従事者の養成所に通う学生への奨学金の貸付の取扱いに関して、通知の別表の一部を改正し、本年4月1日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方をお願いする。

記

第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

また、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手續を並行して行う場合は、各手續の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

27.4.-6

(下線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 削除</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>⑫ 認可外保育施設であつて、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。</p> <p>※ 事業所内保育事業に限つては委託する場合も認めること。</p> <p>II. (略)</p> | <p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>⑫ 認可外保育施設(児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。)であつて、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業。</p> <p>※ 事業所内保育事業に限つては委託する場合も認めること。</p> <p>II. (略)</p> |

留意事項

- 1 (略)
- 2 医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療施設の運営における医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。

3～4 (略)

2～3 (略)

| | | | | | |
|----------------------------|--|---|----|---|----|
| 一般相談支援事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 定期登録の日 特定相談支援事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 特定相談支援事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 移動支援事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 地域活動支援センター | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 福祉ホーム | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 身体障害者生活訓練等事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 手話通訳事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 介助犬訓練事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 福連大創鍛事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 身体障害者福祉センター | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 介助犬訓練事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 福連大創鍛事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 身体障害者情報提供施設 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 情報具製作施設 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 福連大創鍛施設 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 情報実験者情報提供施設 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 身体障害者の誕生日記念事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 知的障害者の誕生日記念事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 身体障害者の誕生日記念事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 知的障害者の誕生日記念事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 知的障害者の誕生日記念事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 賃貸住宅交付 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 診療所等 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 診療 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 診療所等 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 診療 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 診療 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 生計困難者のための無料・低額 診療 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 介護困難法上の介護老人保健施設 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 施設事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 福祉サービス利用援助事業 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |
| 障害者号及び障害号の事業に 係する規制又は助成 | | ○ | 告示 | ○ | 告示 |

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

| 社会福祉法 | 名 法 | 専業名、施設名等 | 介護保険法 | 介護保険法 | 区分 | 備 考 |
|-------|-----|----------|-----------------------------|-----------------------------|----|---|
| | | | 訪問入浴介護 | 訪問看護(訪問看護ステーション)に限 る。) | 保健 | |
| | | | 訪問看護(訪問看護ステーション)を除 く。) | 訪問看護(訪問看護ステーション)を除 く。) | 本末 | |
| | | | 訪問リハビリテーション | 訪問リハビリテーション | 本末 | |
| | | | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) に限る。) | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) を除く。) | 保健 | |
| | | | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) を除く。) | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) を除く。) | 本末 | |
| | | | 施設入所後介護 | 施設入所後介護 | 保健 | |
| | | | 特定施設入居者生活介護(注) | 特定施設入居者生活介護(注) | 保健 | (注)介護保険法上の該当施設の内、医療法上管轄 事業として認められた施設に限る。 |
| | | | 福祉用具貸与 | 福祉用具貸与 | 保健 | |
| | | | 特定福祉用具販売 | 特定福祉用具販売 | 保健 | |
| | | | 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援事業 | 保健 | |

| | | | | | | |
|-------|-----|----------|-----------------------------|-----------------------------|----|---|
| 社会福祉法 | 名 法 | 専業名、施設名等 | 介護保険法 | 介護保険法 | 区分 | 備 考 |
| | | | 訪問入浴介護 | 訪問看護(訪問看護ステーション)に限 る。) | 保健 | |
| | | | 訪問看護(訪問看護ステーション)を除 く。) | 訪問看護(訪問看護ステーション)を除 く。) | 本末 | |
| | | | 訪問リハビリテーション | 訪問リハビリテーション | 本末 | |
| | | | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) に限る。) | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) を除く。) | 保健 | |
| | | | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) を除く。) | 居宅介護支援(訪問看護ステーション) を除く。) | 本末 | |
| | | | 施設入所後介護 | 施設入所後介護 | 保健 | |
| | | | 特定施設入居者生活介護(注) | 特定施設入居者生活介護(注) | 保健 | (注)介護保険法上の該当施設の内、医療法上管轄 事業として認められた施設に限る。 |
| | | | 福祉用具貸与 | 福祉用具貸与 | 保健 | |
| | | | 特定福祉用具販売 | 特定福祉用具販売 | 保健 | |
| | | | 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援事業 | 保健 | |

*「区分」欄の説明…・本末」とは本業兼営、「保育」とは保育再生に属する業務、「空欄」は行為ないことを示す。

